

# 制限外積載・設備外積載・荷台乗車に関する申請手続

## 制限外積載許可について

電柱や変圧器などのように、分割又は切断することができないもので、車両の長さより長いもの、車両の幅より広いものなどを積載する場合、出発地を管轄する警察署長の許可が必要です。

なるべく制限外積載許可を必要としない積載方法が可能な車両をご用意して下さい。

## 設備外積載許可について

車両の乗車場所又は積載場所以外に物を積載する場合、出発地を管轄する警察署長の許可が必要です。

## 荷台乗車許可について

専ら貨物を運搬する構造の自動車の荷台部（トラックの荷台等）に人を乗車させる場合、出発地を管轄する警察署長の許可が必要です。

## 申請書類について

- ① 申請書 2 通（申請書ダウンロード）
- ② 自動車検査証の写し 2 通  
（原付一種、二種などの場合は、市役所などが発行した標章交付証明書の写し）
- ③ 運転免許証の写し 2 通  
運転者が複数いる場合は、全員分の写しが必要です。
- ④ 積載状況の図面 2 通

## ⑤ 運行経路図 2 通

### 注意

積載方法や車両の大きさ等により、当該許可の他に道路管理者の許可が必要な場合があります。

### 申請受付日時及び問合せ先

申請受付：月曜日から金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

申請受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

**令和5年2月1日から窓口受付時間が変わります。**

**試行運用中：午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時を除く）**

問合せ先：申請書を提出する警察署の交通（総務）課にお問合せください。